

平成29年度第8回佐倉市農業委員会総会会議録

1 期日 平成29年11月9日(木)午後 2時開会

2 場所 佐倉市役所1号館6階大会議室

3 出席委員(15名)

1番	清 宮 正	2番	渡 貫 茂
3番	鈴 木 孝 徳	4番	石 渡 文 久
5番	三 須 健 行	6番	牛 玖 泰 一
7番	長 澤 正 昭	8番	山 崎 宏
9番	羽根井 直 子	10番	石 田 和 久
11番	椎 名 稔 男	12番	兼 坂 仁
13番	木 内 正 夫	14番	眞 野 文 雄
15番	三 門 増 雄(議長)		

4 欠席委員(0名)

5 議事日程

第1 会期の決定

第2 会議録署名人の選任

第3 議案審議

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 平成29年度第7次農用地利用集積計画の決定
について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 櫻 井 正 行

主査補 高 橋 成 治

主査補 相 川 正 巳

主任主事 西 山 壯 大

◎開 会

午後 2時開議

◎諸般の報告

○事務局長 本日は、お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。

それでは、定刻となりましたので、ただ今より、平成29年度第8回農業委員会総会を開催させていただきます。

総会に先立ちまして、諸般の報告をいたします。

次回の総会でございますが、12月7日（木）に開催を予定しております。

また、本日の総会終了後に、農地利用最適化推進委員と合同で、農業者年金の研修会を実施予定ですので、よろしく申し上げます。

以上でございます。

◎開会の宣言

○議長 委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。本日は総会終了後に、農業委員及び農地利用最適化推進委員の両委員で農業者年金研修がございますのでよろしく願いいたします。

本日も慎重なる会議をお願いします。

それでは、会議を始めます。

只今の出席委員は15名で、佐倉市農業委員会会議規則第7条の規定により、過半数以上に達しております。

よって、平成29年度第8回総会は成立いたしましたので、直ちに会議を開きます。

◎会期の決定

○議長 日程第1、会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。

本総会の会期は、本日1日とすることに、ご異議ございませんか。

———（異議なしの声あり）———

異議は、ないものと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

◎会議録署名人の選任

○議長 日程第2、会議録署名人の選任について議題といたします。お諮りいたします。会議録署名人の選任につきましては、議長から指名させて頂きたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

———（異議なしの声あり）———

異議は、ないものと認めます。

それでは、議長から指名いたします。

議席番号 9 番「羽根井 直子委員」 議席番号 10 番「石田 和久委員」を会議録署名人に指名いたします。

◎議案の上程

○議長 日程第 3、議案を上程いたします。

本日の上程議案は、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 2 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案第 3 号、平成 29 年度第 7 次農用地利用集積計画の決定について
以上、3 議案でございます。

それでは、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局長

◎議案第 1 号の説明

○事務局長 議案につきまして、ご説明申し上げます。

総会議案の 1 ページをお願いいたします。

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請につきましては、農地法第 3 条の規定による許可について審議を求めるものでございます。

表の第 1 項及び第 2 項につきましては、権利者は自作地に隣接し、耕作に便利のため、義務者は権利者からの要望のため、売買により、所有権の移転をしようとするもので、表の第 3 項につきましては、権利者は自作地に隣接し、耕作に便利のため、義務者は権利者からの要望のため、売買により、所有権の移転をしようとするもので、表の第 4 項につきましては、権利者は農業経営規模拡大のため、義務者は権利者からの要望のため、売買により、所有権の移転をしようとするものでございます。

議案第 1 号の許可要件調査書をご覧ください。

全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件につきましては、調査書のとおりであり、農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件に該当しないため、許可要件を満たすものと考えます。

以上でございます。

○議長 ただいま、議案第 1 号について事務局より説明がありましたが、第 1 項及び第 2 項の実態調査について、木内委員より報告をお願いいたします。

———（木内委員報告）———

○木内委員 議席番号13番木内です。議案第1号第1項及び第2項の調査報告をいたします。

申請地は、権利者の■■■さんの自己所有地の隣接にあり、昔から、自宅の敷地と一体的に使用している状況でございます。

面積が2筆併せて161㎡と小さく、また、■■さんが利用する以外の使用はできない土地なので、■■さんが、購入することとなったそうです。

何ら問題は無いと思われまますので、よろしくご審議の程お願いします。

○議長 ただいま、木内委員より報告がありましたが、何かご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、これより採決をいたします。

第1項及び第2項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。

よって、第1項及び第2項は、許可と決しました。

続きまして、第3項の実態調査について、鈴木委員より報告をお願いいたします。

———（鈴木委員報告）———

○鈴木委員 議席番号3番鈴木です。議案第1号第3項の調査報告をいたします。

申請地は、■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■の東側の畑で、権利者の■■さんは、申請地の隣接地を所有しており、購入し、一体的に利用するために今回の申請をしたそうです。

何ら問題はないと思われまますので、よろしく申し上げます。

○議長 ただいま、鈴木委員より報告がありましたが、何かご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、これより採決をいたします。

第3項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。

よって、第3項は、許可と決しました。

続きまして、第4項の実態調査について、眞野委員より報告をお願いいたします。

———（眞野委員報告）———

○眞野委員 議席番号14番眞野でございます。議案第1号第4項の調査報告をいたします。9月7日総会において承認された、権利者が■■■■■さん、義務者が■■■■■さんの3条申請の際に、申請から漏れた筆の、追加での申請となります。申請地は昔から、権利者の■■■■■さんがパイプハウスを建て、農機具等の格納庫として利用していた畑です。何ら問題はないものと思われまので、よろしく、ご審議の程お願いします。

以上でございます。

○議長 ただいま、眞野委員より報告がありましたが、何かご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、これより採決をいたします。

第4項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。

よって、第4項は、許可と決しました。

続きまして、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。

事務局の説明をお願いします。

事務局長。

———（事務局説明）———

○事務局長 議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案の2ページをお願いいたします。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請につきましては、千葉県知事へ

の意見について審議を求めるものでございます。

議案第2号は、■■■■■■■■■■が、資材置場用地として、■■の畑、558㎡を転用しようとするものでございます。

申請地は、■■■■■■■■団地に近く、■■■■■■■■、■■、■■■■沿いの小規模な農地で、農地区分は第2種農地と判断されます。

申請者は佐倉市の■■に本社があり、市内を中心に、土建業を営んでおり、川砂、赤土、黒土、碎石等の土木資材を置く、資材置場を整備するもので、敷地内は舗装せず、碎石敷きのみで使用するので、雨水は自然浸透するものと思われま

す。許可要件につきましては、議案第2号の許可要件調査書のとおりであり、許可要件を満たすものと考えます。

なお、位置図等を添付してありますので、ご参照ください。

以上でございます。

○議長 ただいま、議案第2号について事務局より説明がありましたが、議案第2号については申請人を呼んであります。

それでは、申請人を入場させてください。

———（申請人着席）———

○議長 申請人の方は、ご苦労さまでございます。

自己紹介の後、申請の概要についてご説明をお願いします。

———（申請人説明）———

○申請人 申請者の■■■■から申請の代理を受けました、■■と申します。よろしくお願

いいたします。土地の所有者である■■さんは、■■■■さんに、土地を貸すという契約を結んでおります。借主の■■■■さんが、資材置場として利用するために今回の申請となっております。以上でございます。

○議長 ただいま、申請人より説明がございましたが、何かご質問等がありましたら、お願

いいたします。木内委員

○木内委員 議席番号13番、木内と申します。よろしくお願

○申請人 1点目の、この場所を選んだ経緯でございますが、■■■■さんは、佐倉市内を中心に土木工事をおこなっております。その中で資材置場を探していたのですが、中々適当な場所が見つからず、ずっと探している状態が続いていました。たまたま、土地所有者の■■さんが、この場所を使っていないので、売却したいというお話がありまして、申し遅れましたが、私、■■■■■という不動産会社に勤務しておりまして、■■さんの方から売却のご相談を受け、うちの方から、■■■■■さんから相談を受けていましたので、この場所をどうでしょうかと、■■■■■さんにお話をしました。2点目のどういった物を置くかのご質問ですが、■■■■■さんが工事に使用する川砂、赤土、山砂とか、を一時的に置くような形をとりたいたいと思っています。以上でございます。

○議長 木内委員よろしいですか。

○木内委員 2点目の資材の種類ですが、山砂とか置いておくとの事ですが、最近の気象条件で、山にしておくと、大雨が降ると道路の方に流れて行くという、そのような事もありますので、その辺を十分に注意して、流れないようにして下さい。

○申請人 解りました。

○議長 他に何かありますか。長澤委員

○長澤委員 議席番号7番、長澤です。2点程お伺いします。まず1点目ですけど、砂とか砕石とか運搬して来ると思うのですが、当然重機を使うと思いますが、これに関して、もう1点は、コンテナと仮設トイレを設置すると思いますが、構造に関しまして、都市部サイドと協議していただきたいと思います。場合によっては、届け出等必要になる場足があります。以上2点お願いします。

重機は、近くに住宅があるんです。その辺を考慮した重機の使用はどうなっているのでしょうか。結局、騒音、振動苦情が出る場合があります。その辺はどう対応するのでしょうか。

○議長 申請人

○申請人 1点目の重機ですが、山砂や砕石を持って来た時は、当然重機は使用しますが、その辺は、周辺にお住まいになっている住人に、事前にご説明させていただくと、騒音等に関しては、それ程大きな音や振動の重機は使用しませんが、配慮するようにいたそうと思います。

2点目のコンテナと仮設トイレですが一般的に、建築現場で使用している仮設の物を使用するので該当しないと思います。

○長澤委員 コンテナとか固定すると建築物に該当しますので注意してください。

○議長 よろしいですか。

○長澤委員 はい。

○議長 他に何かございますか。よろしいですか。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、申請人は退席をお願いいたします。

———（申請人退席）———

○議長 申請人が退席しましたので、これより採決をいたします。

議案第2号について、許相当可とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。

よって、議案第2号は、許可相当と決しました。

続きまして、議案第3号、平成29年度第7次農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局長。

———（事務局説明）———

○事務局長 議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案の3ページをお願いいたします。

平成29年度第7次農用地利用集積計画の決定につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画を決定するにあたり、佐倉市長より農用地利用集積計画（案）の提出があったので、審議を求めるものでございます。

利用権の種類といたしましては、使用貸借権の設定、2件、3筆、地積1,400㎡、賃貸借権の設定、3件、13筆、地積18,825㎡でございます。

詳細でございますが、議案の4ページ～6ページをお願いいたします。

申請番号1番及び3番～5番は、経営規模拡大のため、申請番号2番は、新規就農するため、期間は、3年～10年間を設定しようとするものでございます。

いずれも利用権を設定する土地、設定内容の詳細など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

以上でございます。

○議長 ただいま、議案第3号について事務局より説明がありましたが、総会議案4ページの第2項については申請人を呼んであります。それでは、申請人を入場させてください。

———（申請人着席）———

○議長 申請人の方は、ご苦労さまでございます。

自己紹介の後、申請の概要についてご説明をお願いします。

———（申請人説明）———

○申請人 はじめまして、この度、新規就農として申請させていただきました■■■と申します。よろしくお願ひいたします。■■■■■■■■出身で、同じく■■■■■■にある有機農家である■■■■■で研修してまいりました。私のこれからの方針としましては、有機栽培でやっていこうと思いますが、なかなか、薬を使わないと難しいものがあると思いますので、様子を見ながら、臨機応変に対応したいと思います。販路についてですが、研修先で、知り合った方が、都内で八百屋を開業しまして、そこのお店と取引をする話が進んでいます。畑の一部で、その方のリクエストのあった野菜を作る計画です。その他に、地元で知り合った、20代の若者が、八百屋を開業しまして、順調に店の経営をしまして、その方と取引をする予定でございます。あとは、取引先としまして、友人の飲食店が買い取ってくれる予定でございます。不特定多数に販売するのではなく、友人等に販売する予定でございます。機械類については、トラクターを紹介していただき購入しました。あと、管理機も揃えました。後、ハウス等は今後揃えて行きたいと思います。

また、雑草の管理が問題になると思いますので、その辺はしっかりやって行きたいと思います。以上よろしくお願ひいたします。

○議長 ただいま、申請人より説明がございましたが、何かご質問等がありましたら、お願ひいたします。石田委員

○石田委員 議席番号10番石田です。先日、■■■さんと農地利用最適化推進委員の小出さん、農政課の職員を交えまして、4人で話し合いを行いました。その中で、

今回利用集積として、約8,000㎡の面積の畑を、借りるという事で、申請がされました。

本人も、2年間研修をしまして、また、一番の問題である販売路についても、なかなか考えているみたいで、よく新規就農者の方々は、隣接地権者さんと、草等の問題でトラブルになる事がございます。その辺もよく考えられているし、私も地元で、地主も代わってしまい、なかなか耕作者が見つからない状況の中で、耕作するという事で、これから相談に乗っていこうと思いますので、みなさんご支援の程よろしく申し上げます。

○議長 他に質問はございますか。鈴木委員

○鈴木委員 議席番号3番鈴木です。八百屋さんとか飲食店にご自分で運ばれるのですか。

○議長 申請人

○申請人 週に2日、収穫を手伝いながら取りに来てもらうという事になっています。また、収穫と袋詰め等も、手伝ってくれる事になっています。

○議長 鈴木委員

○鈴木委員 自分で8反分、収穫されるのは大変だと思いますが、がんばってください。

○議長 他に質問はありますか。眞野委員

○眞野委員 議席番号14番眞野です。一人でやられるんですか。

○申請人 とりあえず一人ですが、八百屋の友人や、都内で、スポーツの団体を、私やっています、その後輩達が手伝いに来てくれる予定です。

○議長 眞野委員、よろしいですか。

○眞野委員 はい。

○議長 他に何かありますか。よろしいですか。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、申請人は退席をお願いいたします。

———（申請人退席）———

○議長 申請人が退席しましたので、これより採決をいたします。

議案第3号第2項について、承認とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。

よって、議案第3号第2項は、承認（不承認）と決しました。

続きまして、議案第3号第1項及び第3項～第5項について審議を行います。

何かご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、議案第3号について、採決をいたします。

議案第3号第1項及び第3項～第5項について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。

よって、原案のとおり決定と決しました。

○議長 以上をもちまして、本日ご提案をいたしました議案につきまして、審議が終了いたしました。

慎重なるご審議をいただき、ありがとうございました。

続きまして、事務局から報告事項をお願いいたします。

———（事務局長報告）———

◎報告事項の説明

○事務局長 報告事項について、申し上げます。

それでは、議案の7ページをお願いいたします。

農地法第4条第1項第7号の規定による届出についてでございます。

専用住宅用地としようとするもの1件、2筆でございます。

次に、8ページをお願いいたします。

農地法第5条第1項第6号の規定による届出についてでございます。

専用住宅用地としようとするもの3件、3筆、駐車場用地としようとするもの2件、4筆でございます。

次に、9ページをお願いいたします。

地目変更登記に係る法務局からの照会についてでございます。

山林として地目変更申請のあったもの、1件、1筆でございます。

報告事項につきましては、以上でございます。

○議長 ありがとうございます。

以上をもちまして、第8回農業委員会総会を閉会いたします。

=== 会 議 終 結 ===